



みのる法律事務所
第366号
令和2年10月



みのる法律事務所
弁護士 千田 實
〒021-0853
岩手県一関市字相去57番地5
TEL : 0191-23-8960
FAX : 0191-23-8950



いなべん だべんく
田舎弁護士の駄弁句

79

学問の 自由はこれを 保障する

季語はどれかと 速ういなべん



令和2年10月2日
青空浮世乃捨

本日付け朝日新聞に、「説明なし 学者除外」という大見出しに、「学術会議推薦者『学問の自由の侵害』」というサブタイトルの記事が掲載されていました。

憲法23条は、「学問の自由は、これを保障する」と定めています。学問の(5字)、自由はこれを(7字)、保障する(6字)で、ほぼ5.7.5の俳句のようです。「読書の秋」と言いますので、「学問は、秋の季語かしら?!」などと勝手なことを語っています。

俳句のようなこの短い条文は、誰が、誰に対して、学問の自由を、保障、即ち侵されないように守ると定めているのでしょうか。これは、国家機関は、国民に対して、国家機関から学問の自由を侵されないように守らなければならないと言っているのです。守らなければならない学問の自由とはなんでしょうか。

学問は、これまで社会が、それが正しいとか、国がこうすべきだと決めつけて来た事が、本当に正しいのかどうかを確かめるという役割を持つものです。政権と異なる学説を排除するような国家機関の動向に対して、国民は厳しい監視の目を光らせなければなりません。こんなことを許しては、いつか憲法9条は改定されかねません。日本は、戦争の出来る国とされかねません。

いなべん だべんく
田舎弁護士の駄弁句 ⑧〇

あんなこと こんなことなど 反芻し^{はんすう}

楽しく書けた ねずみの話



令和2年10月6日

青空浮世乃捨

つい今、新刊書（弁護士50周年記念本）『都会の弁護士と田舎の弁護士—破天荒弁護士といなべん』が三陸印刷株式会社さんから届きました。

司法研修所時代の同級生弁護士 久保利英明先生（第2東京弁護士会）と私とを比較しながら、都会の弁護士と田舎の弁護士の50年間を、イソップ童話の『いなかのネズミと町のネズミ』風にしたものです。嘘っぽいほどの差があります。『ウソップ物語』などと言っています。

駄文を並べただけのものですが、書いている時は楽しくて、夢中になりました。「あんなことがあった。こんなことがあった。」と昔のことを思い出し、牛やラクダなどの草食動物が、一度飲み込んだ食物を口に戻して噛み直すような作業でした。

噛み直していますと、昔より数段味わい深く、人生を楽しむためには最高の方法だと実感しました。

『楽しむとは、どういうことでしょうか』という『いなべんの哲学（第5巻）』を書いています。年寄りとなったら、昔の楽しい思い出を反芻して味わい直すという方法があることを実感できました。

この本を書いている時は、その時々思い出が美化され、あんなことも、こんなことも楽しい思い出となり、夢中になりました。本当に楽しい思い出をさせてもらいました。

学問の自由の侵害



前記、田舎弁護士いなべんの駄弁句⑦9でも紹介しましたが、菅政権によって、学問の自由が侵害されつつあります。日本学術会議元会長の広渡清吾東大名誉教授は、令和2(2020)年10月2日付朝日新聞に次のように話しています。

「日本学術会議法では、会員は学術会議の推薦に基づいて、総理大臣が任命するとあり、これまでは推薦したとおりに任命されてきました。今回は法の趣旨を曲げており、違法の疑いが大きく、かつ不当だ。問題は人文社会系の学者に限定して任命を拒否したこと。現代社会を批判的に分析しないとなりたたない学問が狙い撃ちされている。威嚇いかくすれば怖がるだろうという、萎縮いしゆく効果を考えているとしか思えない。」

傾聴けいちようしなければならない話です。熱心に耳を傾けて聞かなければならない話です。菅首相を始めとする政権担当者のもとより、全国議員も国民も傾聴しなければならない話です。

「現代社会を批判的に分析しないとなりたたない学問」という言葉には、極めて重大な意味があります。駄弁句でも述べましたが、「学問はこれまでの社会が、それが正しいとか、国がすべきだと決めつけてきた事が、本当かどうか、正しいかどうかを確かめる役割を持っている」のです。国や社会や権力者の考え方に異を唱える学説に対し、国が攻撃的態度や批判的言動に及ぶことは絶対に許されません。そういうことをすることが、学問の自由に対する侵害なのです。

学問の自由に対する弾圧の歴史は、洋の東西を問わずありました。外国では、ガリレイの「地動説」に対する弾圧、ダーウィンの「進化論」に対する弾圧はその代表例です。日本では、美濃部達吉の「天皇機関説」に対する弾圧はその代表です。

学問の自由を侵害するような政権を許したら、思想良心の自由、表現の自由、信教の自由なども次々と侵害されかねないのです。ここでしっかり歯止めを掛けておかなければ、基本的人権は踏みこじられてしまいます。個人の尊厳も憲法9条も危ういものとなってしまいます。

新刊書の謹呈

前記、田舎弁護士の駄弁句⑧でも書きましたが、(弁護士50周年記念本)『都会の弁護士と田舎の弁護士ー破天荒弁護士といなべん』を発刊出来ました。この事務所便りをお読み戴いている方に謹呈させて戴きます。同封しますので、時間のお許しになるときに斜め読みでもして戴ければ幸甚です。

御多忙な皆様に、余計なお時間を取らせることとなり、心底より恐縮しているのですが、どうかこれまでの好みでお許し下さい。

後期高齢者となると、暇を持て余します。暇を潰すため駄文を書きます。駄文もまとまると本にしたいくなります。本にしてしまうと誰かに読んでもらいたくなります。親しい方に送り付けます。そんな身勝手な考えと行動の結果、被害者の方が生まれます。この事務所便りをお読み下さっている皆様がその被害者です。申し訳ありません。心底よりお詫び申し上げます。

分かっているのです。「分かっているながら、止められない」のです。昔、「分かっちゃいるけど やめられねえ ♪ ア ホレ スイスイ スーダララッタ スラスラ スイスイスイ ♪」
という歌が流行りましたが、そんなレベルなのです。



これからも皆様には、駄文の謹呈は続けます。お手数をお掛けしますが、邪魔でしたら、すぐポイッとゴミ箱へ捨てて下さい。いなべんの駄弁本は、そんなことはとっくに覚悟は出来ています。

ですがいつも、何人かの人は「面白かった」とか、「同感だ」などと言ってくれるのです。それが嬉しくて、楽しくて止められないのです。麻薬中毒患者のようなものなのです。法では、禁止されていませんので、やれる間はやり続けます。